

奈良市公報

第102号

令和5年8月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
7 27	47	奈良市公報号外第21号に掲載	スポーツ振興課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
7 18	345	令和5年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
7 19	346	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7 20	347	道路の区域変更	土木管理課
7 20	348	道路の供用開始	土木管理課
7 20	349	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
7 21	350	農用地利用集積計画の決定	農政課
7 21	351	放置自転車等の保管	環境政策課
7 21	352	放置自転車等の処分	環境政策課
7 24	353	放置自転車等の保管	環境政策課
7 25	354	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
7 26	355	放置自転車等の保管	環境政策課
7 26	356	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
7 26	357	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
7 28	358	令和5年度奈良市介護保険料決定通知書の公示送達	介護福祉課
7 28	359	令和5年度奈良市介護保険料決定通知書の公示送達	介護福祉課

監 査

月 日	番号	件 名
7 21	13	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
7 18	39	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
7 20	40	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
7 20	41	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課

教育委員会

月	日	番号	件名	主管
7	28	12	臨時教育委員会の開催	教育政策課
7	31	7	奈良市公報号外第21号に掲載	地域教育課

農業委員会

月	日	番号	件名
7	20	9	農業委員会長の選任
7	20	10	農業委員会副会長の選任

告

示

奈良市告示第345号

令和5年7月14日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年7月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和5年度奈良市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度奈良市一般会計 補正予算（第3号）

令和5年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ446,905千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,903,153千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
21.繰越金		21,417 ^{千円}	172,905 ^{千円}	194,322 ^{千円}
	1.繰越金	21,417	172,905	194,322
23.市債		14,941,900	274,000	15,215,900
	1.市債	14,941,900	274,000	15,215,900
歳入合計		153,456,248	446,905	153,903,153

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4.衛生費		13,334,097 ^{千円}	446,905 ^{千円}	13,781,002 ^{千円}
	3.清掃費	5,820,064	446,905	6,266,969
歳出合計		153,456,248	446,905	153,903,153

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
清掃施設整備事業	293,000 ^{千円}	567,000 ^{千円}
計	14,941,900	15,215,900

(令和 5 年 7 月 18 日 掲 示 済)

奈良市告示第 346 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 5 年 7 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 4 年 11 月 25 日 奈良市指令整開 第 22A-17 号

令和 5 年 5 月 12 日 奈良市指令整開 第 22A-17-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 5 年 7 月 19 日 第 1852 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市百楽園四丁目 2808 番 45 及び 2808 番 107

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台四丁目 6 番 20 号

株式会社日本中央住販 代表取締役 谷手善紀

(令和 5 年 7 月 19 日 掲 示 済)

奈良市告示第 347 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	区 間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	北部第 281 号線	奈良市杉ヶ町 62 番 1 地先から 奈良市柳町 1 番地先まで	前	3.5~7.2	121.9	
			後	3.5~7.2	121.9	

(令和 5 年 7 月 20 日 掲 示 済)

奈良市告示第 348 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	区 間		延長 (m)	幅員 (m)
1	北部第 281 号線	奈良市杉ヶ町 62 番 1 地先から	奈良市柳町 1 番地先まで	L=121.9	W=3.5~7.2

(令和 5 年 7 月 20 日 掲 示 済)

奈良市告示第 349 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により西大寺新町二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 7 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名	中島 孝雄	中島 孝之

2 変更の年月日

令和 5 年 6 月 22 日

(令和 5 年 7 月 20 日揭示済)

奈良市告示第 350 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定に基づき公告する。

令和 5 年 7 月 21 日

奈良市長 仲川 元庸
(令和 5 年 7 月 21 日揭示済)

奈良市告示第 351 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 7 月 21 日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 7 月 12 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 5 年 7 月 21 日揭示済)

奈良市告示第 352 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示する。

令和 5 年 7 月 21 日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から 60 日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 3 処分年月日
令和 5 年 7 月 21 日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
令和 4 年 12 月 6 日、同月 16 日及び同月 21 日

(令和 5 年 7 月 21 日揭示済)

奈良市告示第 353 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。
令和 5 年 7 月 24 日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和 5 年 7 月 19 日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円
イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 5 年 7 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 354 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により長谷町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。
令和 5 年 7 月 25 日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名	今西 孝一	北浦 守

及び住所	奈良市長谷町 999 番地	奈良市長谷町 1603 番地
------	---------------	----------------

2 変更の年月日
令和 5 年 7 月 9 日

(令和 5 年 7 月 25 日揭示済)

奈良市告示第 355 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 7 月 26 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 7 月 24 日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 5 年 7 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 356 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 7 月 26 日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
きたまちクリニック	奈良県奈良市西大寺北町四丁目 4-1	令和 5 年 3 月 31 日
木下こども診療所	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目 2-10	令和 5 年 4 月 1 日
やまがた内科医院	奈良県奈良市法蓮町 1095	令和 5 年 5 月 31 日
有山よしのぶ歯科医院	奈良県奈良市西大寺栄町 3 番 20 号ポポロビル 2F	令和 5 年 5 月 2 日

池元歯科医院	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目5番ローレルスクエア 登美ヶ丘東館T-1	令和5年 5月31日
スギ薬局ミ・ナーラ店	奈良県奈良市二条大路南一丁目3番1号ミ・ナーラ1階	令和5年 2月28日

(令和5年7月26日揭示済)

奈良市告示第357号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月26日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
きたまちクリニック	奈良県奈良市西大寺北町四丁目3-4 1F	令和5年 4月1日
在宅支援いがらし心の診療所	奈良県奈良市山陵町110-12 西大寺パークヴィラ105	令和5年 6月1日
リールナースステーション奈良	奈良県奈良市宝来四丁目4番12号	令和5年 5月1日
やまがた内科医院	奈良県奈良市法蓮町1095番地	令和5年 6月1日
有山よしのぶ歯科医院	奈良県奈良市西大寺東町2-1-53FB2021 2階	令和5年 5月3日
池元歯科医院	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目5番ローレルスクエア 登美ヶ丘東館T-1	令和5年 6月1日

(令和5年7月26日揭示済)

奈良市告示第358号

令和5年度奈良市介護保険料決定通知書について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)第12条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和5年7月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 この決定通知書の発送年月日
別紙のとおり
- 2 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略

(令和5年7月28日揭示済)

奈良市告示第359号

令和5年度奈良市介護保険料決定通知書について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)第12条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和5年7月28日

奈良市長 仲川元庸

- この決定通知書の発送年月日
別紙のとおり
- 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略

(令和5年7月28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年7月21日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

産業政策課

監査結果公表日 令和4年12月28日（奈良市監査委員告示第22号）

措置結果通知日 令和5年7月4日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>なら工芸館施設使用料及び備品使用料については、収納事務を指定管理者に委託しており、収納した使用料は速やかに収納代理金融機関に入金されていたが、使用料の調定に必要な入金情報の報告は1か月分まとめて提出されるため、所管課は、収納された使用料の調定を1か月分まとめて行っていた。</p> <p>所管課は、入金後速やかに指定管理者から調定に必要な入金情報の報告を受けた上で、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第12条の規定に基づき、速やかに事後調定されたい。</p>	<p>なら工芸館施設使用料及び備品使用料については、令和5年2月以降、使用料の入金後、速やかに当該入金情報を指定管理者に報告させ、事後調定を行うよう改善した。</p>

交通バリアフリー推進課

監査結果公表日 令和5年6月30日（奈良市監査委員告示第11号）

措置結果通知日 令和5年7月10日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>予算額が1,000万円以上の妊婦外出支援タクシー事業委託において、予定価格の決定を課長が行っていた。</p> <p>これは、当該委託が単価契約の方法により締結されていることから、予定価格の決定者を1回当たりの単価で判断したことによるものであった。</p> <p>予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領（平成23年9月1日施行）第3条第2号に、1件の見積金額が1,000万円以上の契約における予定価格の決定者は次長職以上と規定されており、単価契</p>	<p>予算額が1,000万円以上の令和5年度奈良市タクシー利用促進事業委託に係る契約を単価契約の方法で締結するに当たり、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領に基づき、予定価格の決定を次長職職員が行いました。</p>

約の場合、1 件の見積金額を予算額に読み替えて運用されていることから、当該予定価格の決定者は次長職以上となる。
同事務取扱要領に基づき、適正な契約事務を行われない。

北部出張所

監査結果公表日 令和 5 年 3 月 31 日 (奈良市監査委員告示第 7 号)

措置結果通知日 令和 5 年 7 月 14 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>長期継続契約で締結されている自家用電気工作物施設保安管理業務委託において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。</p> <p>長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条件を付すことが必須条件とされている。</p> <p>適正な契約事務を行われない。</p>	<p>自家用電気工作物施設保安管理業務委託において、令和 5 年 4 月 1 日に締結した 5 年間の長期継続契約の契約書に「発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。」との条項を明記した上で、契約事務を行いました。</p>

(令和 5 年 7 月 21 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 39 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 5 年 7 月 18 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
山田水道設備	下山 勝幸	奈良県磯城郡田原本町阪手 630-8 西和ビル 204	令和 5 年 7 月 11 日

(令和 5 年 7 月 18 日揭示済)

奈良市企業局告示第 40 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 5 年 7 月 20 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 ZERO	代表取締役 河野 智世子	大阪市東成区玉津一丁目 10 番 21 号	令和 5 年 7 月 13 日

(令和 5 年 7 月 20 日揭示済)

奈良市企業局告示第 41 号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 5 年 7 月 20 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社弥生設備	代表取締役 宇野 佑弥	生駒市高山町 12556 番地	令和5年6月29日

(令和5年7月20日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第12号

令和5年8月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和5年7月28日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和5年8月3日（木） 午後1時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第20号 令和6年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択について

議案第21号 令和6～9年度使用奈良市立小学校教科用図書の採択について

北棟6階602会議室で会議の様子を傍聴していただきます。傍聴受付は、開催日の午前12時から午前12時50分まで、602会議室前にて行います。定員は80名で、定員を超える場合は抽選を行います。

(令和5年7月28日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第9号

令和5年7月20日に開催した令和5年7月奈良市農業委員会臨時総会において、次の者を奈良市農業委員会長に選任した。

令和5年7月20日

奈良市農業委員会長 巽 一 孝

奈良市中畑町 401 番地 巽 一 孝

(令和5年7月20日揭示済)

奈良市農業委員会告示第10号

令和5年7月20日に開催した令和5年7月奈良市農業委員会臨時総会において、次の者を奈良市農業委員会副会長に選任した。

令和5年7月20日

奈良市農業委員会長 巽 一 孝

奈良市二名平野一丁目 2068 番地 大 木 博

奈良市須川町 1018 番地 1 羽 坂 ま さ 子

(令和5年7月20日揭示済)